

－ 小坂井Football Club 規約 －

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブの名称は、小坂井Football Club（略称：小坂井FC）とする。

(事務所)

第2条 本クラブは、主たる事務所を愛知県豊川市伊奈町南山新田 189-9 に置く。

第2章 目的、事業および組織

(目的)

第3条 本クラブはサッカーを通して子ども達の健康と育成をはかり、また地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- 1) 小学生の育成および指導
- 2) 学校体育への側面的支援
- 3) 社会体育への側面的支援
- 5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本クラブは小坂井FCの元に、

- 1) 小坂井FC シニア（40歳以上）
 - 1) 小坂井FC（18歳以上）
 - 2) 小坂井FC Junior（小学生）
 - 3) 小坂井FC Kids（園児）
 - 4) 小坂井FC Junior 後援会
- を設置する。

第3章 クラブメンバー

(種別)

第6条 本クラブのメンバーは、次の2種とする。

- (1) 正会員 本クラブの目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 本クラブの事業を受益するために入会した個人

(入会)

第7条 本クラブの入会については条件を設けないものとする。

- 2 本クラブに入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をも

って本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

(会費)

第7条の2 本クラブメンバー（準会員）は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 本クラブメンバー（準会員）が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して半年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第9条 本クラブメンバー（準会員）は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 本クラブメンバー（準会員）が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、そのクラブメンバーに対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監査 1人以上3人以内

(選任等)

第13条 理事及び監査は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第14条 理事長は、本クラブを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。

3 監査は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本クラブの財産の状況を監査すること。

(3) 理事の業務執行の状況又は本クラブの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監査のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、総収入の5分の1の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 本クラブに、事務局員をおく。

2 事務局員は、理事長が任免する。

第20条 本クラブは理事会の承認のもと、委託コーチを召喚することができる。

(2) 委託コーチは、総収入の5分の1の範囲内で報酬を受けることができる。

第5章 総会

(種別)

第21条 本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、そ

の数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) Junior 後援会に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第3項第3号の規定により、監査から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(Junior 後援会)

第 39 条 理事会は FC の活動および子供たちの活動を円滑に運営するために、Junior 後援会に対して次の事項を行ってもらう。

(1) 試合引率およびそれに関わる事項

(2) 交流事業等の事業に関わる事項

(3) ユニホーム購入および管理（トップチーム分を含む）

(4) 後援会費の管理

(5) その他、理事会が必要と認めた事項

第 7 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 39 条 本クラブが規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 40 条 本クラブは、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 合併

2 前項第 1 号の事由により本クラブが解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本クラブが解散したときに残存する財産は、解散時の総会決議により決定する。

(合併)

第 42 条 本クラブが合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第10章 雑則

(細則)

第43条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、本クラブの2000年4月から施行する。

※2014年12月 第5条修正

※2017年3月 第5条修正

※2018年8月 第2条修正